

富士の介ロゴマーク使用取扱規程

(目的)

第1条 この取扱規程は、山梨県（以下「県」という。）が開発した富士の介を新しい県産のブランド魚としてPRするため、富士の介ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する際の取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 ロゴマークとは、「富士の介ロゴマーク使用規定」（以下「使用規定」という。）に示すものとする。

(ロゴマークの使用に関する権利)

第3条 ロゴマークの使用に関する一切の権利は、山梨県に帰属する。

(使用目的)

第4条 ロゴマークは、富士の介を本県のブランド魚としてPRするために使用するものとする。

(使用の範囲)

第5条 ロゴマークは、富士の介を生産、販売、流通、飲食などで利用する個人や法人が使用できるものとする。

2 ロゴマークの使用目的又は使用方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用ができない。

- 一 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- 二 山梨県又は富士の介の信用や品位を害する恐れがある場合
- 三 第三者の誤解を招き、又は利益を害する恐れがある場合
- 四 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- 五 その他、その使用が不相当と認められる場合

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の留意事項)

第7条 ロゴマークの使用者（以下「使用者」という。）は、その使用に当たり、本取扱規程及び使用規定を遵守するものとする。

(報告及び調査)

第8条 県は、使用者に対して、必要に応じロゴマークの使用状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(使用の中止)

第9条 県は、ロゴマークの不適正な使用が認められた場合、使用者に対して、その使用の中止を求めることができる。

2 使用者は、前項の求めに従わなければならない。

(免責事項)

第10条 県は、本取扱規程により、ロゴマークの使用に伴って使用者に生じた損失又は損害について一切の責任を負わない。

(その他)

第11条 本取扱規程に定めのない事項については、県が判断するものとする。

この規程は、令和2年2月28日から施行する。